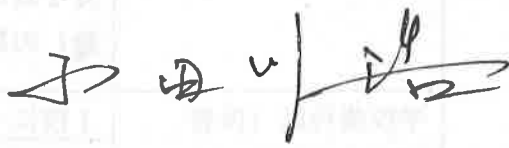




つくばみらい市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

つくばみらい市長 

つくばみらい市条例第14号

つくばみらい市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第6条第1項を次のように改める。

(費用弁償)

第6条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

別表第1中

「

学校給食センター運営委員会	委員	日額	6,000円	
市医		年額	119,500円	別表第2 に定める 額
産業医		年額	119,500円	
学校医（保育所・幼稚園含む。）	1校につき	年額	119,500円	
	1学級につき	年額	6,100円	
市歯科医		年額	99,900円	
学校歯科医（保育所・幼稚園含む。）	1校につき	年額	99,900円	
	1学級につき	年額	4,900円	
学校薬剤師	1校につき	年額	22,000円	
水道運営審議会	委員	日額	6,000円	一般職

」を

「

学校給食センター運営委員会	委員	日額	6,000円
産業医		年額	480,000円
	1校につき	年額	200,000円

学校医（保育所・幼稚園含む。）	1校の児童 又は生徒 （当該年5 月1日の人 数）の総数	年額	200人までは1 人あたり200 円、201人から は1人あたり30 0円を加算
学校歯科医（保育 所・幼稚園含む。）	1校につき	年額	200,000円
	1校の児童 又は生徒 （当該年5 月1日の人 数）の総数	年額	200人までは1 人あたり200 円、201人から は1人あたり30 0円を加算
学校薬剤師（幼稚園 含む。）	1校につき	年額	70,000円
水道運営審議会	委員	日額	6,000円

改める。

別表第2中

「

職名	勤務1日当たりの費用弁償
産業医	20,000円
保育所医	20,000円
保育所歯科医	20,000円
市医	20,000円
市歯科医	20,000円
学校（幼稚園）医	20,000円
学校（幼稚園）歯科医	20,000円
学校（幼稚園）薬剤師	20,000円
市内の公立学校の教職員	1,000円

「

職名	勤務1日当たりの費用弁償
市内の公立学校の教職員	1,000円

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。